

「ご利用の皆さまへの取引時確認に関するお願い」

詳細はこちら

<http://www.jabank.org/attention/honnin/>

ご利用の皆さまへの取引時確認に関するお願い

ご協力お願いいたします。



I ご利用の皆さまへの取引時確認に関するお願い

JAでは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下、「同法」といいます。)に基づき、口座開設や共済加入等の際、ご利用者さまの氏名、住所、生年月日等について確認させていただいておりますが、同法の改正により、平成28年10月1日から、次のとおりお取扱いが変更になりましたので、ご理解のうえ、ご協力くださいようお願い申し上げます。

1.ご利用者さまへの確認事項およびお持ちいただくもの

個人のご利用者さま※1

確認事項	お持ちいただくもの (原本をお持ちください)
氏名・住所・生年月日	本人確認書類は、お名前・ご住所・生年月日が記載されているもの、かつ、お取引されるJA・信連へ提示される日において有効なものに限ります。 ○印の顔写真のない本人確認書類をご提示いただいた場合には、別の本人確認書類のご提示等、追加のご対応が必要となります。 (平成28年10月1日からの変更事項) ◎運転免許証 ◎運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に発行されたもの) ◎旅券(パスポート) ◎在留カード ◎マイナンバーカード(通知カードは使えません) ○各種年金手帳 ○各種健康保険証 等
職業	(窓口等で確認させていただきます)
取引を行う目的	(窓口等で確認させていただきます)

※1 ご本人以外の方がご来店された場合には、ご本人の確認に加えて、ご来店された方の氏名・住所・生年月日およびご本人のためにお取引を行っていることを書面等で確認させていただきます。

法人のご利用者さま※2

確認事項	お持ちいただくもの (原本をお持ちください)
名称 本店や主たる事務所の所在地	○登記事項証明書 ※3 ○印鑑登録証明書 等
事業内容	○登記事項証明書 ※3 ○定款 等
来店された方の氏名・住所・生年月日等	上記「個人のご利用者さま」に記載されているものに加え、委任状等によって、法人のご利用者さまのために取引を行っていることを確認させていただきます。
取引を行う目的	(窓口等で確認させていただきます)
(平成28年10月1日からの変更事項) 議決権保有比率の合計が25%超等の個人の方の氏名・住所・生年月日 ※4	(窓口等で確認させていただきます)

※2 事業内容等の確認のため、同法で定められた書類(上記)以外の書類のご提示をお願いすることがあります。
また、国、地方公共団体、独立行政法人、上場企業等については、一部取扱いが異なる場合があります。

※3 同法にもとづき登記事項証明書をお持ちになる場合、確認事項は複数ありますが、1通のみで結構です。

※4 法人のご利用者さまとの関係についても確認させていただきます。また、ご利用者さまが一般社団法人等の場合には、収益総額の25%超の配当を受ける個人の方等の氏名・住所・生年月日を確認させていただきます。

金融犯罪にご注意ください

◎ 警察官やJA職員を名乗る二重モノにご注意ください

◎ 振り込み詐欺にご注意ください

◎ キャッシュカードの偽造・盗難にご注意ください

◎ フィッシング詐欺にご注意ください

◎ スパイウェアにご注意ください

◎ 取引時確認に関するお客さまへのお願い

◎ 被害にあった場合

関連ページ

◎ 金融犯罪情報

◎ オススメ情報

◎ 金融犯罪にご注意ください ⚠